

平成21年度第2回理事会議事録

日時 平成21年6月13日(土) 10:00~16:10

会場 都市センター 5階「オリオン」

出席者

理事長：吉村 泰典

副理事長：落合 和徳、和氣 徳夫

理事：石河 修、井上 正樹、岩下 光利、岡井 崇、片渕 秀隆、嘉村 敏治、吉川 史隆、
木村 正、工藤 美樹、倉智 博久、小西 郁生、櫻木 範明、杉浦 真弓、武谷 雄二、
平原 史樹、深谷 孝夫、星合 昊、八重樫伸生、吉川 裕之

監事：岡村 州博、星 和彦、丸尾 猛

第62回学術集会長：稲葉 憲之

第64回学術集会長：平松 祐司

幹事長：矢野 哲

副幹事長：澤 倫太郎

幹事：内田 聡子、梶山 広明、金内 優典、北澤 正文、久具 宏司、小林 陽一、榊原 秀也、
下平 和久、高倉 聡、寺田 幸弘、橋口 和生、濱田 洋実、阪埜 浩司、平田 修司、
藤原 浩、堀 大蔵、増山 寿、渡部 洋

議長：松岡 幸一郎

専門委員会委員長：久保田俊郎、齋藤 滋

理事会内委員会委員長：海野 信也、竹下俊行

名誉会員：畑 俊夫

弁護士：平岩 敬一

事務局：荒木 信一、桜田 佳久、小山 圭子

資料

第2回理事会業務担当理事報告並びに関連協議事項予定内容

1. 平成20年度臨時理事会議事録(案)

2. 平成21年度第1回理事会議事録(案)

総務1-1：入会年度別・卒業年度別新入会員数推移

総務1-2：年代別・男女別会員数

総務2：平成21年度第1回臨時総会

総務3-1：第65回学術集会長候補者選定委員会委員(案)について

総務3-2：第65回学術集会長候補者の公募について

総務4-1：日本医学会『医療安全調査委員会への届出範囲』『医療安全調査委員会から捜査機関への通知範囲』
に関するアンケート調査について」及び岡井委員長カバーレター

総務4-2：本会回答

総務4-3：日経新聞4月17日付記事「医療事故届け出 高水準」

総務5：専門委員会小委員会・委員一覧

総務6-1：妊婦もしくは褥婦に対しての新型インフルエンザ感染(H1N1)に対する対応Q&A(医療関係者対象)

総務6-2：妊娠している婦人もしくは授乳中の婦人に対しての新型インフルエンザ(H1N1)感染に対する対応
Q&A(一般の方対象)

総務6-3：国立感染症研究所感染症情報センター「妊婦に対する新型インフルエンザ対策(Ver.1)」

総務6-4：47NEWS「妊産婦のインフル対応公表 日本産科婦人科学会」

総務 7-1：共同通信 5 月 13 日付記事「学会が除名院長の再入会認める 無断で受精卵診断」
 総務 7-2：平成 20 年度第 7 回常務理事会議事録 抜粋
 総務 8：公益認定等委員会事務局との面談メモ
 総務 8-2：新公益法人制度における全国申請状況
 総務 9：勤務医師賠償責任保険
 総務 10：厚生労働省母子保健課「健やか親子 21 の計画期間について」
 総務 11：厚生労働省人口動態・保健統計課「ICD-11 への改訂に向けた対応について（協力依頼）」
 総務 12：平成 20 年度厚生労働省がん研究助成金「がん検診の適切な方法とその評価法の確立に関する研究」
 班からの書信
 総務 13：日本産婦人科医会「平成 21-22 年度『HPV ワクチン推奨ワーキンググループ』専門委員のご推薦に
 ついて（依頼）」
 総務 14：日本内科学会「診療行為に関連した調査分析モデル事業に対する関係学会の協力について（依頼）」
 総務 15：日本がん治療認定医機構「2009 年度第 1 回関連学会連絡委員会」
 総務 16：日本小児科学会からの書信
 総務 17：日本細胞診断学推進協会「ご後援の依頼」
 総務 18：子宮頸がん啓発のための市民公開講座共同発起のご提案
 総務 19：読売新聞 5 月 20 日付公益法人関連記事
 会計 1-1：平成 20 年度収支計算書
 会計 1-2：平成 20 年度収支計算説明書
 会計 1-3：平成 20 年度財務諸表
 会計 1-4：事業費率、内部留保率
 会計 1-5：平成 20 年度一般会計収支予算・決算見込・本決算比較
 会計 1-6：監査報告書
 会計 2：取引銀行の格付と残高
 学術 1：学術講演会評価委員会「学術委員会への答申事項」
 学術 2：学術委員会内小委員会・委員一覧
 学術 3：第 61 回学術講演会担当校報告書
 学術 4：（公募）平成 21 年度学術奨励賞
 学術 5：優秀論文賞規定・優秀論文賞選考内規（案）、（公募）平成 21 年度優秀論文賞
 学術 6：日本医師会医学賞、医学研究助成費推薦依頼書
 学術 6-2：「研究業績褒賞（上原賞）」「神澤医学賞」候補者推薦依頼書
 プログラム委員会 1：第 62 回学術講演会プログラム（案）
 プログラム委員会 2：（公募）第 63 回学術講演会特別講演演者／シンポジウム演者・申込書
 プログラム委員会 3：（公募）第 64 回学術講演会シンポジウム課題
 編集 1：JOGR 編集状況ご報告
 渉外 1：AOFEG Educational Fund 寄附者一覧
 渉外 2：第 58 回 ACOG Annual Clinical Meeting 報告
 渉外 3：本会の国際渉外事業について
 社保 1：内保連から提出の平成 22 年度診療報酬改定要望項目
 社保 2：外保連要望項目
 社保 3：日本臨床細胞学会「要望書～細胞診断料の新設について～」
 社保 4：平成 20 年度疑義解釈委員会報告
 社保 5：GID（性同一性障害）学会からの書信
 専門医制度 1：会員へのお知らせ「後期研修の名称変更について」

専門医制度 2：平成 21 年度産婦人科専攻医アンケート調査表
専門医制度 3-1：平成 21、22 年度中央専門医制度委員会 産婦人科専門医制度改革の課題
専門医制度 3-2：平成 21、22 年度中央専門医制度委員会の検討事項
専門医制度 4：専門医制度規約改定案、同施行細則改定案
専門医制度 5：会員よりの意見書「産婦人科専門医の更新基準改訂のお願い」
専門医制度 6：日本医師会「専門医制度における出産・育児等への配慮について」
専門医制度 7：読売新聞 5 月 25 日付記事「地域ごとに専門医定数」
倫理 1：平成 21 年度第 1 回着床前診断に関する審査小委員会報告
倫理 2：神経筋疾患ネットワーク「着床前診断に反対するシンポジウムへの講師依頼」
倫理 3-1：日本医学会「臓器移植法の改正についてのアンケート調査（至急）」
倫理 3-2：読売新聞 5 月 28 日付記事「臓器移植法審議続行」
倫理 4：エンブリオロジスト学会からの書信
倫理 5-1：厚生労働省「特定不妊治療費助成事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指
針」
倫理 5-2：生殖・内分泌委員会 リスクマネジメント委員会意見
倫理 6-1：厚生労働省「特定不妊治療費助成事業実施医療機関を対象としたアンケート調査の結果について」
倫理 6-2：厚生労働省「特定不妊治療費助成事業の適切な実施について」
倫理 6-3：日経新聞 5 月 16 日付記事「受精卵扱う不妊治療施設 二重点検せず 15%」
倫理 7：読売新聞 4 月 22 日付記事「代理出産実子認める」
教育 1：教育委員会内委員会・委員一覧
教育 2：京都新聞 4 月 10 日付記事「若手産婦人科医ら京でシンポ」
地方連絡 1：地方連絡委員会委員（案）
広報 1：JSOG-JOBNET 事業報告
広報 2：ACOG Website 会員専用ページログイン可能人数について
広報 3：JSOG ホームページアクセス状況
広報 無番：Newsletter “Reason for your choice” 4 号
コンプライアンス 1：コンプライアンス委員会資料 1
コンプライアンス 2：読売新聞 6 月 3 日付記事「製薬 69 社 医師への資金公開検討 1 割」
医療改革 1：「医療改革委員会」企画書
医療改革 2-1：平成 20 年度産科医療関連アクションプラン総括（案）
医療改革 2-2：平成 21 年度医療改革アクションプラン（案）
医療改革 3：産科・周産期医療再建のための平成 22 年度診療報酬改定に関する要望書
医療改革 4：産科医等確保支援事業の拡充に関する要望書
医療改革 5：わが国の病院産婦人科勤務医の在院時間実態調査 総括報告書
医療改革 6-1：厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）「分娩拠点病院の創設と産科 2 次医療
圏の設定による産科医師の集中化モデル事業」（岡村班）総合 総括・分担研究報告書
医療改革 6-2：厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）「救急部門と周産期部門との連携強
化に資する具体的手法に関する研究」（杉本班）平成 20 年度総括研究報告書
医療改革 7：厚労省「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会」報告書概要
医療改革 8：読売新聞 4 月 23 日付記事「当直医に割増賃金命」
医療改革 9：地域医療再生基金の事業例
男女共同参画 1：男女共同参画委員会 小委員会・委員一覧
男女共同参画 2：平成 20 年度地方部会担当市民公開講座に於いて 100 名以上集客した地方部会の工夫
男女共同参画 3：女性の生涯健康手帳に関する質問

男女共同参画4：産婦人科医師の就労状況についての調査票
若手育成1：第3回産婦人科サマースクール in 美ヶ原
運営委員会1：公益社団法人認定後に施行する定款の一部改定案
運営委員会2：渉外特別会計に関する規程（改定案）
運営委員会3：理事、監事の報酬等に関する規程
運営委員会4：確認書
運営委員会5：学術集会長に関する事項（改定案）
運営委員会6：地方組織体制
運営委員会7-1：利益相反に関する指針（案）
運営委員会7-2：運用細則
運営委員会8：代議員選出に関する地方部会アンケート集計結果
専門委員会1：ホルモン補充療法ガイドラインの取扱いに関する覚書
専門委員会1-2：生殖医療リスクマネジメント小委員会報告
専門委員会1-3：平成21年度第1回日本産科婦人科学会生殖・内分泌委員会
専門委員会2：産科危機的出血への対応ガイドライン（案）
その他1：平成21年度諸会議議事録作成幹事予定表
無番：公益社団法人申請書類（案）
無番：運営委員会答申
無番：厚生労働省がん研究助成金「有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン・ドラフト第2版」に対する見解（案）

午前10時00分、理事総数23名中22名出席（峯岸敬理事欠席）、定足数に達したので、吉村理事長が開会を宣言した。吉村理事長が議長となり、議事録署名人として、理事長、副理事長の計3名を選任し、これを承認した。

I. 平成20年度臨時理事会議事録（案）の確認
原案通り、全会一致で承認した。

II. 平成21年度第1回理事会議事録（案）の確認
原案通り、全会一致で承認した。

III. 業務担当理事報告並びに関連協議事項

1) 総務（岩下光利理事）

〔I. 本会関係〕

(1) 会員の動向

①可世木辰夫功労会員（愛知）が平成21年6月7日に逝去された。（弔電手配済）

(2) 平成20年度入会動向及び平成20年度末本会会員の年代別、男女別構成について [資料:総務1-1, 1-2]
岩下理事「平成20年度の入会者は447名であり新臨床研修制度が始まる前よりも増えている」

(3) 6月27日第1回臨時総会議案について [資料:総務2]

岩下理事より「定款の変更に関する議案には代議員の4分の3以上の議決が必要であるため、資料にある議決権行使書および委任状を送付したい」との提案があり、特に異議なく、了承した。

(4) 第65回学術集会長候補者選定委員会委員の選出及び第65回学術集会長候補者の公募について

①6月12日の運営委員会及び学術委員会での審議を踏まえ、第65回学術集会長候補者選定委員会委員案を提示する。[資料:総務3-1]

岩下理事より「内規に従い今年度の委員長は運営委員会委員長である本職が務める」と説明があり、特に異議なく、全会一致で委員長及び委員を承認した。

②第 65 回学術集会長候補者の公募について、「会員へのお知らせ」を機関誌 6 月号に掲載した。ホームページにも収載する予定である。〔資料：総務 3-2〕

岩下理事「運営委員会の協議事項に示しているが、学術集会長選任規定を改定し、推薦を不要としたい。後程ご協議頂きたい」

(5) 医療事故に関わる諸問題検討ワーキンググループ〔資料：総務 4-1~3〕

①日本医学会より「医療安全調査委員会への届出範囲」、「医療安全調査委員会からの捜査機関への通知範囲」に関するアンケート調査の協力依頼があり、第 1 回常務理事会での協議を踏まえ、日本医学会にアンケートの回答を提出した。

岡井理事より「厚労省から提示された 1 次~3 次試案、大綱案に対してこれまで各学会がそれぞれ意見を出してきたが、このたび日本医学会として意見を取り纏めて提言したいという趣旨のアンケートである。特に問題になっていた事項は、調査委員会に届出をする症例の規定と、調査委員会から捜査機関に通知する症例の規定である。日本医学会の意見は本学会の主張とかなり似通っており、基本的には賛成である。但し、若干の修正を要望したいので、その点につき記載した回答書を資料：総務 4-2 に示している」との説明があった。

岩下理事「捜査機関に届け出るべきとされていた“標準医療から著しく逸脱した医療に起因する死亡”を“故意に近い悪質な医療行為に起因する死亡”へ修正することを提案している」

武谷理事「捜査機関への通知範囲について、文章中では著しい怠慢について、“何らの対応もしなかった場合”と説明されているが、次の頁の表中では“何らの医療行為も行わず”となっている。“対応”の方が、医師の裁量を含む範囲が広がる」

(6) 専門委員会

①専門委員会の小委員会委員について〔資料：総務 5〕
特に異議なく、全会一致で承認した。

(7) 新型インフルエンザに対する本会の対応について〔資料：総務 6-1~4〕

①妊婦に対しての新型インフルエンザ感染に対する対応 Q&A を本会ホームページに掲載した。同 Q&A は厚生労働省のホームページにも掲載されている。

②国立感染症研究所感染症情報センター「妊婦に対する新型インフルエンザ対策 (Ver. 1)」について
③関連記事

(8) 大谷徹郎医師の本会再入会と専門医資格について〔資料：総務 7-1, 7-2〕

岩下理事「本人に再入会の意思があり、今後は会告を遵守することを表明していることから再入会を認めることとした。会員番号は新規になる。専門医資格については研修を 150 点分受けた後、再申請して頂く事となった」

(9) 公益社団法人移行申請について

①5 月 18 日公益認定等委員会事務局訪問について〔資料：総務 8〕

岩下理事「平成 21 年 4 月の総会で公益認定後の定款の改定が承認され、5 月 18 日に本会事務局が内閣府に赴き指導を受けた。その内容が資料：総務 8 で、これを基に更に一部変更した定款改定案を 6 月 27 日の臨時総会で審議、承認して頂く予定である」

②公益社団法人移行に伴う定款の一部変更、規定改定、申請書類（案）等については運営委員会協議事項で協議する。

③新公益社団法人における全国申請状況について〔資料：総務 8-2〕

荒木事務局長より「内閣府の公益認定等委員会が公表している全国申請状況であるが、内閣府への公益認定申請は 17 件、うち処分件数 2 件である。内閣府の認定は全国展開の事業を行っている公益法人が対象で、内閣府を窓口として総理大臣に申請する。各都道府県単位で事業を行っている場合は、知事宛に申請する。

これは9件の申請があり、そのうち3件が認定された。現在、全国に25,000ほどの社団法人、財団法人があるが、申請件数26件、認可件数は5件、うち内閣府の認可は2件という状況である」との説明があった。

(10) 医師賠償責任保険加入状況について [資料：総務9]

荒木事務局長「現在503名の加入があり、加入者が500名を超えたので保険料が20%割引されることとなった」

(11) 4月4日第1回理事会第2部で幹事委嘱が承認されている寺田幸弘先生より幹事就任の挨拶があった。

〔Ⅱ. 官庁関係〕

(1) 厚生労働省

①雇用均等・児童家庭局母子保健課より「健やか親子21」の計画期間は当初平成13年から平成22年までの10年間としていたが、4年間期間を延長し、平成26年までとする旨通知があった。[資料：総務10]

②ICD-11の改訂に向けて、腫瘍に関するTAGに対して意見を述べるため、本会から国内検討委員の推薦依頼があり、婦人科腫瘍委員会で委員につき検討し、櫻木理事が対応することとした。[資料：総務11]

③平成20年度厚生労働省がん研究助成金「がん検診の適切な方法とその評価法の確立に関する研究」班より子宮頸がん検診ガイドライン・ドラフト第2版が完成したので本会の見解を伺いたいとの依頼があった。婦人科腫瘍委員会で意見聴取の上、本会として回答する予定である。 [資料：総務12]

(2) 文部科学省

文部科学省研究振興局学術研究助成課より7月9日に実地検査を行う旨通知があった。(前回は平成18年9月26日に実施)

〔Ⅲ. 関連団体〕

(1) 日本産婦人科医会

①平成21-22年度「HPVワクチン推奨ワーキンググループ」専門委員の推薦方依頼があった。前期に引き続き小西郁生理事と吉川裕之理事を推薦して頂きたいとの依頼である。第2回常務理事会で審議の結果、小西郁生理事と吉川裕之理事を推薦することとした。[資料：総務13]

(2) 日本医学会

①日本医学会より分科会一覧に関する資料提出及び評議員等に変更ある場合は通知してほしいとの依頼があった。評議員：吉村泰典理事長、連絡委員：岩下光利総務担当常務理事、医学用語委員：小西郁生教育担当常務理事、医学用語代委員：水沼英樹教育委員会副委員長への変更を5月1日付で行った。

(3) 日本内科学会

①「診療行為に関連した調査分析モデル事業」に対する関係学会の協力についての依頼を受領した。統括責任者及び地域責任者の登録についての再確認、臨床立会医及び臨床評価医の各地域5名以上登録等の依頼である。関係地方部会長に確認中である。[資料：総務14]

(4) 日本頭痛学会

①日本頭痛学会より同学会、日本神経学会のガイドライン改訂にあたり本会から委員の選出方依頼があり、第1回常務理事会で協議の結果、若槻明彦先生の推薦を決定し、本人の内諾を得たため日本頭痛学会に推薦した。

(5) 日本がん治療認定医機構

①平成21年5月21日2009年度第1回関連学会連絡委員会が開催され、小西郁生連絡委員が出席した。

[資料：総務15]

(6) 日本小児科学会

①日本小児科学会より舛添厚生労働大臣宛にビタミンK 個別包装製剤の早期承認についての要望書を提出するに当たり、本会に共同提案者になってほしいとの依頼があった。また、「新生児・乳児ビタミンK 欠乏性出血症に対するビタミンK 製剤投与のガイドライン」につき本会の意見を求められている。[資料：総務16]

協議の結果、小児科産婦人科連絡委員会の委員長の岡井理事に検討して頂くことを了承した。産科ガイドラインが改訂される際には掲載を検討する。

(7) 日本細胞診断学推進協会

①同協会より子宮頸がん検診とヒトパピローマウイルス Q&A 集を取り纏めたにつき本会の後援名義使用許可についての依頼書を受領した(4月8日)。後援する場合Q&A 集に本会名を記載することとなるため、第1回常務理事会で協議の結果、婦人科腫瘍委員会内のわが国におけるHPV ワクチンおよびHPV 検査のあり方検討委員会で内容を検討した。[資料：総務17]

小西理事より「一般産婦人科医にとって役立つものであることは間違いないと思うが、作成の過程で学会が公に関わっているわけではなく、細かい点で色々と議論の余地がある。結論として、本会名を載せるのはお断りしたい」と報告があり、特に異議なく、全会一致で承認した。

(8) 子宮頸がん制圧をめざす専門家会議

①子宮頸がん啓発のための市民公開講座共同発起の提案があった。第1回常務理事会で協議の結果、本会、日本小児科学会及び同専門家会議によるワーキンググループの設置、其々3名、総勢9名位でワーキンググループを立ち上げることを、本会の代表として嘉村敏治理事、小西郁生理事、吉川裕之理事の3名を推挙することを、決定した。[資料：総務18]

吉村理事長より「国民に広く有用性等を学問的に伝えていく使命が我々にあると考える。本会と小児科学会、専門家会議との3者で検討し、公開講座その他国民に対してどのような形で今後の運動を展開していくかを考えていきたい」との説明があった。

〔IV. その他〕

(1) 医療ネットワーク支援センターより「平成21年度女性の健康づくり推進運動 ウーマンズ・ヘルスケア・フェスタ」(開催日：6月27日他、会場：イオンレイクタウンMori /越谷市他)の後援名義使用許可についての依頼書を受領した(5月29日)。

経済的負担がなく、後援を応諾したい。

特に異議なく、全会一致で承認した。

(2) 公益法人関連記事 [資料：総務19]

2) 会 計 (和氣徳夫副理事長)

(1) 平成20年度決算報告並びに監査報告について

5月29日に平成20年度の決算監査を行い、併せて会計担当理事会を開催した。[資料：会計1-1~6]

和氣副理事長より資料に基づき平成20年度の決算につき「4月の総会で決算見込が承認されているが、その後の会計処理により決算見込から変更となった点がある。即ち、一般会計の当期収支差額は決算見込では7.4百万円の黒字としていたが、本決算では2.8百万円の赤字となっている。これは事務所移転・整備積立金と拡充・強化積立金にそれぞれ17.5百万円を積み立てたことによる。決算見込ではそれぞれ6百万円の積み立てとしていたので、差額を勘案すれば実質20.2百万円の黒字である」との説明があった。

引き続き岡村監事より「5月29日に監事団で監査を行った。収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、収支及び財産の状況を正しく示していること、業務報告書の内容は真実であること、理事の職務執行に関する不整の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実がないこと、を認める」との監査報告があった。

特に異議なく、平成20年度の決算を、全会一致で承認した。

(2) 地方部会宛通知

①各地方部会宛に、1. 平成21年度会費、2. 過年度会費滞納者への機関誌発送停止と滞納会費納入依頼、

3. 会費の送金方法、4. 入退会の取扱い、5. 住所移動などの連絡、6. 物故会員への弔電、などについて通知した。

②該当地方部会宛に、会員資格喪失の取扱いならびに対象となる2年以上会費滞納会員に対し会費納入の意思確認を依頼する文書を送付した。なお、事務局からも会費滞納会員に対し未納の場合会員資格喪失となる旨の文書を直接送付する予定である。

(3) 取引銀行の格付と残高について [資料：会計2]
和氣副理事長より資料：会計2について説明があった。

3) 学術(吉川裕之理事)

(1) 学術委員会

1) 会議開催

① 学術講演会評価委員会を5月26日に開催し、第61回学術講演会の事後評価を行った。[資料：学術1]
吉川(裕)理事より「第61回学術講演会の事後評価について ①ポスターセッションでマイクを使ったことが非常に良かった、②優秀演題候補の選考基準、発表時間については検討を要する、③今回、各セッションの参加人数をかなり正確に数えることが出来た。今後の学術講演会企画の参考として頂きたい。アンケート調査の結果は資料の通りである」との報告があった。

② 学術担当理事会、第1回学術委員会を6月12日に開催した。 [資料：学術2]

吉川(裕)理事より「資料：学術2のように学術委員会内小委員会を4つに整理した。特に今年度は学術活動活性化委員会に力を注ぎたい」との報告があり、小委員会設置及び委員につき、全会一致で承認した。

2) 第61回学術講演会の参加者及び担当校報告書について [資料：学術3]

第61回学術講演会は平成21年4月3日～5日国立京都国際会館で開催された。参加者総数は4,555名〔会員3,832名、会員外395名、初期研修医99名(内会員12名、非会員87名)、学生74名、Junior Fellows 23名、IS 88名、国内招待者12名、海外招待者32名〕であった。

吉川(裕)理事「Junior Fellowsについてはどのようなテーマでディスカッションされたか記録に残し、次に引き継いで貰いたいとの要望があった」

3) 平成21年度学術奨励賞公募について [資料：学術4]

吉川(裕)理事より「機関誌8月号に学術奨励賞の公募を載せる」との報告があった。

4) 平成21年度優秀論文賞公募について [資料：学術5]

吉川(裕)理事より資料に基づき優秀論文賞選考に関する内規(案)の選考対象、選考規定、応募要項等について説明があり、特に異議なく、同内規(案)を、全会一致で承認した。公募は機関誌9月号に掲載する。

5) 平成21年度「日本医師会医学賞」「日本医師会医学研究助成費」「研究業績褒賞(上原賞)」「神澤医学賞」候補の推薦について [資料：学術6,6-2]

吉川(裕)理事「日本医師会医学賞と日本医師会医学研究助成費の候補者の推薦はなかった。研究業績褒賞(上原賞)と神澤医学賞の候補者につき相応しい人を推薦して頂きたい」

(2) プログラム委員会関連

1) 第62回学術講演会プログラム(案)について [資料：プログラム委員会1]

稲葉第62回学術集会長より資料に基づき「生涯研修プログラムについては医会から提出されたものを再度プログラム委員会で検討の上、決定する。資料10ページのIS Good PresentationはIS Good Poster Awardsの誤りであるので訂正頂きたい」との説明があった。

吉川(裕)理事より「IS Awardsは今年度からoral presentationを行って審査をすることとする。IS Awards対象者以外が会場に来ないと困るので、Awards対象者以外からGood Poster Awardsを3～4人に授与したい。その詳細については学術集会長にお任せしたい。また、今年度から国内のISにもIS Awardsを授与することとする」との追加報告があった。

吉村理事長「国内 IS も oral presentation を行って審査をするのか」
稲葉学術集会長「その通りである。詳細は一般応募要項に記載する」
以上協議の結果、特に異議なく、プログラム（案）を、全会一致で承認した。

2) 第 63 回学術講演会について [資料：プログラム委員会 2]
特別講演演者の募集、シンポジウム 2 題の演者募集を平成 21 年 11 月 30 日締切で行う。

3) 第 64 回学術講演会について [資料：プログラム委員会 3]
公募シンポジウムの演題は 2 題を予定している。

(3) ガイドライン—産科編委員会

①「産婦人科診療ガイドライン」頒布状況について

6 月 3 日現在、入金済 10,671 冊、後払希望 15 冊。

5 月 29 日開催の第 2 回常務理事会で 2,000 冊の増刷を決定した。

②第 1 回委員会を 6 月 26 日に開催する予定である。

(4) ガイドライン—婦人科外来編委員会

①平成 21 年度第 1 回委員会を 7 月 4 日、第 2 回委員会を 7 月 19 日、第 3 回委員会を 8 月 1 日に開催する予定である。

吉川（裕）理事より「原案を評価委員会で検討し、その後コンセンサスミーティングを開催する予定である」との報告があった。

4) 編 集（岡井 崇理事）

(1) 会議開催

①5 月 JOGR 編集会議、和文誌編集会議を 5 月 29 日に開催した。

②平成 21 年度第 1 回編集担当理事会を 6 月 12 日に開催した。

(2) 英文機関誌（JOGR）投稿状況：2009 年投稿分（5 月末現在） [資料：編集 1]

投稿数 305 編（うち Accept 8 編、Reject 114 編、Withdrawn/Unsubmitted 39 編、Under Revision 51 編、Under Review 87 編、Pending 6 編、Expired 0 編）

岡井理事「年々投稿数が増え、採択率が下がってきている。査読に掛ける時間を出来るだけ短くするよう努力している。インパクトファクターの上昇とともに学術雑誌としての品格を保たなければならない。そのために研究するにあたっての倫理的な問題や、論文をパブリッシュするための倫理的な問題についても編集で整理したい。和文誌についてもスポンサーシンポジウムをどう取り扱うかなど倫理的な問題を今年度は整理して参りたい」との報告があった。

吉村理事長「岡井理事並びに編集委員の努力により JOGR 誌は素晴らしいものになってきている。インパクトファクターが 1.0 を超える雑誌にして頂きたい」

5) 渉 外（落合和徳副理事長）

[会議開催]

(1) 第 1 回渉外理事・幹事会議を 5 月 15 日に開催した。

[FIGO 関係]

(1) FIGO Vice President に丸尾監事をノミネートする件、および本会が Executive Board member に立候補する件の必要書類を FIGO 事務局へ送付した。

(2) FIGO Committee for the Ethical Aspects of Human Reproduction and Women's Health より Ethical Guidelines を受領した。倫理委員会に内容の検討を依頼し、修正の必要はないとの結論を得たのでその旨 FIGO

に回答した。

(3) 6月8日～9日、FIGO Executive Board meeting (於：ロンドン) に嘉村渉外担当理事が出席した。

[AFOG 関係]

(1) Educational Fund について [資料：渉外 1]

①4月17日、台湾の口座へ残額235,662円を送金した。(送金額合計8,353,662円。募金額は8,350,000円、利息3,662円。) AFOG Prof. Sumpaico より、当初目標の100万USドル達成の為 Educational Fund 募金を継続する旨連絡があった。

②第61回学術集会主催校(久留米大学)から150万円の寄附を受けた。

[ACOG 関係]

(1) ACOG Annual Clinical Meeting に本会より落合副理事長が出席した。(5月2日～6日) [資料：渉外 2]

(2) 第57回 Annual Clinical Meeting への若手医師派遣中止により、代替えとなる ACOG 主催のプログラムを ACOG Dr. Hale に問い合わせ中である。

[SOGC 関係]

(1) 第65回 Annual Clinical Meeting への本会若手医師派遣中止について、SOGC President へ連絡した。

[その他]

(1) FIGO, AFOG, ACOG, SOGC, TAOG, KSOG へ、内部情報として、本会役員の英語版リスト (E-mail アドレス、所属、役職入り) を送付した。

(2) 本会の国際渉外事業及び今期の方針について [資料：渉外 3]

落合副理事長より資料に基づき「それぞれの学会と覚書を交わしてきたが、まだ日韓カンファレンス等は2国間の正式な覚書がないので、今後整理しなければならない。FIGO 総会に関して本会としては投票権が4票あり、Delegate としては8名までが出席可能となっている。今年10月に南アフリカで開催される FIGO 総会の出席者については常務理事会で決定したい」との提案があり、特に異議なく、了承した。

嘉村理事「FIGO Executive Board meeting に出席したのでその概要を報告する。①来年度から会費が3.5ポンド/1人になる。②2012年の FIGO World Congress はローマで開催され、その後は2年毎の開催となる。③FIGOの機関誌の採択率は20.1%で、掲載までに約7.5ヶ月掛かっている。インパクトファクターは1.14である。FIGOの機関誌に頸癌、体癌、外陰癌の変更された staging が掲載されている。婦人科腫瘍委員会には本会としての対応について検討して頂くようお願いした。FIGOには各種の委員会が有るが、委員がどのようにして決められているか不明である。落合副理事長が積極的にコミットして頂けるということなので、今後本会からも委員を出したい」との報告があった。

6) 社 保 (星合 昊理事)

(1) 会議開催

①平成21年度第1回社保委員会を5月29日に開催した。

星合理事より「関連学会の社保担当の方を委員とし、関連学会との連携を強めて共同提案を行っていくという前期の方針を踏襲して委員会を構成し、5月29日に第1回社保委員会を開催した」との報告があった。

(2) 日本医師会疑義解釈委員会より、平成21年度第1回供給停止予定品目検討依頼を受領し、理事および社保委員による検討結果を回答した。

(3) 内保連へ次年度診療報酬改定要望項目を提出した。 [資料：社保 1]

(4) 外保連から提出する次年度診療報酬改定要望について、産婦人科関連学会で項目を分担し、要望書のWeb入力作業を行った。 [資料：社保 2]

(5) 細胞診断料の新設についての要望書について [資料：社保3]

星合理事「日本臨床細胞学会と日本病理学会が連名で細胞診断料の新設を要望することを知っておいて頂きたい」

井上理事「要望書には日本産科婦人科学会が全面的に支持していると書いてあるが、該当症例から婦人科細胞診が除かれている。これで全面的に支持していいのか」

和氣副理事長「この話を受けた時には婦人科の子宮頸部、体部細胞診の両方が入る予定で、LBC も含めて厚労省に要望書を出した。日本臨床細胞学会に何らかの手違いがあって、該当症例から抜けているのではないか。婦人科細胞診を是非とも加えて頂きたい」

星合理事「当初は本会も連名で要望してほしいとの依頼だったが、社保委員会で検討中に突然先方から連名でなくて結構との連絡があったという経緯がある」

以上協議の結果、日本臨床細胞学会に確認することを、了承した。

(6) 平成20年度疑義解釈委員会報告について [資料：社保4]

(7) GID（性同一性障害）学会より本会からの単純子宮全摘及び両側付属器摘除術の性同一性障害に対する適応拡大の申請につき依頼があった。 [資料：社保5]

7) 専門医制度（櫻木範明理事）

(1) 会議開催

①平成21年度第2回中央委員会・全国地方委員会委員長会議を6月14日に開催する予定である。

(2) 第1回中央委員会の報告について

①後期研修を「産婦人科専攻医研修」と呼称したい。 [資料：専門医制度1]

特に異議なく、全会一致で承認した。

②申請者に研修についてのアンケート調査を行うことになった。 [資料：専門医制度2]

8月1日の専門医試験の折に資料に示された専攻医に対するアンケートを行うことを、全会一致で承認した。

③平成21・22年度の中央専門医制度委員会の検討事項について [資料：専門医制度3-1, 3-2]

櫻木理事より資料に基づき産婦人科専門医制度改革の課題について説明があり「21、22年度の専門医制度委員会の検討事項として、申請資格条件の見直し、研修手帳の改訂等を行う。資格申請条件改定について検討を進めるにあたり、研修病院の専門医数の調査及び3年間の研修内容をアンケート調査する」との報告があった。

井上理事「初期研修を1年にして2年目から専門コースに入るコースが出来るが、専門コース3年で（卒業後4年で）専門医試験が受けられるようになるのか」

櫻木理事「専門医制評価・認定機構は専門医の研修期間を5年と考えている。また、初期臨床研修制度が導入された時に専門医受験資格は初期研修2年間プラス産婦人科研修3年間の併せて5年としている」

吉村理事長「外科などは6年経たないと専門医はとれない。産婦人科は比較的早く専門医がとれる。井上理事の意見は産科コースが出来ると2年目は殆ど産科の研修を行う、そうなれば1年早く受験資格を与えても宜しいのではないかという意見と思うが、もう少し検討が必要と思われる」

武谷理事「初期臨床研修制度が導入された時、専門医受験資格は3年以上の産婦人科研修と初期研修の2年をプラスし5年以上の研修を行うものとした。しかし、初期臨床研修制度自体が流動的になったためそのような意見が出てきているものと思う。資料：専門医制度3-2の検討事項①、②に“3年の研修期間の内”と書かれているが“3年の”は省くべきではないか」

吉村理事長「“3年の”を省き、“研修期間の内”のみで宜しい。2年目に産科コースをとる人は少ないし、現状では5年以上でよいと思われる。ご意見があれば専門医制度委員会で検討して頂くこととしたい」

(3) 専門医制度規約及び同施行細則の改定について [資料：専門医制度4]

櫻木理事より資料に基づき専門医制度規約及び施行細則の改定案について説明があり、特に異議なく、全会一致で承認した。

(4) 第 61 回学術講演会生涯研修出席証明シール配付数(括弧内は第 60 回学術講演会) :
合計 3,748 枚 (4,177 枚)

(5) 専門医認定二次審査

面接試験担当者及び試験実行委員に面接試験担当の依頼状を送付した(4月13日)。

(6) 会員より産婦人科専門医の更新基準改訂の意見書を受領した(4月20日)。**[資料:専門医制度 5]**
櫻木理事「会員から更新にあたって実務経験を入れるべきではないかとのご意見を頂いた」

(7) 日本医師会より女性医師の専門医制度上における研修実績や更新期間等に一定の配慮を求める通知を受領した(4月24日)。**[資料:専門医制度 6]**

吉村理事長「専門医の受験資格に関して、女性医師が妊娠・出産・育児などで休んだ期間をどうするかという問題がある。その基準を決めることは難しく、各施設にお任せするというところでやってきている。現状では各指導医の許可があれば専門医試験を受けることが出来る。専門医制度委員会がこの点をどのように考えているかが問われることがあるので、今後、検討して頂きたい」

(8) 社団法人日本専門医制評価・認定機構

5月8日に第1回協議委員会、5月27日に第1回社員総会が開催された。

(9) 5月25日付読売新聞記事「地域ごとに専門医定数」 **[資料:専門医制度 7]**

櫻木理事「基幹病院の診療科ごとに専門医の定数を定めるべきではないかとの新聞報道である」

8) 倫理委員会 (嘉村敏治委員長)

(1) 本会の見解に基づく諸登録(平成21年5月31日)

- ①ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録: 45 研究
- ②体外受精・胚移植の臨床実施に関する登録: 617 施設
- ③ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する登録: 617 施設
- ④顕微授精に関する登録: 496 施設
- ⑤非配偶者間人工授精に関する登録: 16 施設

(2) 着床前診断に関する臨床研究申請・認可について **[資料:倫理 1]**

申請件数: 127 例[承認 111 例、非承認 4 例、審査対象外 11 例、照会中 0 例、取り下げ 1 例]
(承認 111 例のうち 3 例は条件付)

(3) 会議開催

①平成21年度第1回倫理委員会を6月5日に開催した。

(4) 登録・調査小委員会委員の辞任について

辞任: 榊原秀也先生

嘉村理事「着床前診断に関する小委員会に専念するため、登録・調査小委員会委員を辞任したいとの申し出があった」

特に異議なく、全会一致で承認した。

(5) 神経筋疾患ネットワークより着床前診断に反対するシンポジウム(日時:9月5日、会場:ハートピア京都)への講師として杉浦真弓理事の派遣要請があり、同理事は応諾された。倫理委員会久具副委員長も同シンポジウムに出席する予定である。**[資料:倫理 2]**

なお、同ネットワークが開催するシンポジウムへの講師派遣要請は今回が2回目である。

吉村理事長「特に問題ないため、杉浦理事にお願いしたい」

(6) 日本医学会より臓器移植法の改正について A 案を支持することにつきアンケート調査の依頼があり、倫

理委員会で検討の結果保留とした。[資料：倫理 3-1, 3-2]

嘉村理事「保留の理由として、脳死を一律に人の死とすることには問題がある。対象児が 0 歳ということから、まだ新生児・小児の脳死について、議論が深まっていない。このようなことから本会として保留とすることが適当であると判断した」との報告があった。

(7) エンブリオロジスト学会より「配偶子および受精卵の取り違え防止のためのガイドライン」を作成したとの報告を受領した。[資料：倫理 4]

嘉村理事「生殖・内分泌委員会内のリスクマネジメント委員会でこの点については検討中である」

(8) 厚生労働省「特定不妊治療費助成事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」改定案について [資料：倫理 5-1, 5-2]

嘉村理事「生殖・内分泌委員会内のリスクマネジメント委員会で改定案を検討した結果、概ね妥当と判断した」との報告があった。

(9) 厚労省母子保健課「特定不妊治療費助成事業実施医療機関を対象としたアンケート調査の結果」について [資料：倫理 6-1~3]

嘉村理事「資料にあるように 563 施設から回答を得て、その約 17%の 93 施設でインシデント、アクシデントがあった」との報告があった。

(10) 倫理関連記事 [資料：倫理 7]

(11) 「臨床遺伝専門医」ならびに「生殖医療に関する遺伝カウンセリング受入可能な臨床遺伝専門医」について

嘉村理事「産婦人科専門医で臨床遺伝専門医の先生方を遺伝カウンセリング受入可能な臨床遺伝専門医としてホームページに載せている」との報告があった。

吉村理事長「着床前診断については臨床遺伝専門医のカウンセリングを受けることが義務付けられているのでホームページを活用して頂きたい」

(12) FIGO 倫理委員会ガイドラインについて

嘉村理事「倫理委員会で検討の結果、特に問題無しとして、渉外を通じて FIGO に回答して頂いた」

(13) 「出生前診断の適応に関する諮問ワーキンググループ」設置について

平原理事「藤本名誉会員より本年 4 月 2 日の臨時理事会に於いて、1988 年から出生前診断の適応に関するガイドラインの見直しが行われていないこと、ACOG は 2007 年 1 月からマーカーテストについて全妊婦さんに知らせるようになったこと、また、産科ガイドラインに NT のことが出ていることなどから見直したら如何かとの意見があり、倫理委員会で検討した結果、関係各団体とワーキンググループを作って見直しを検討することになった」

嘉村理事「次回の常務理事会に資料を付けて提案したい」

吉村理事長「2 年前の会告改訂時に検討を行ったのではないか」

平原理事「出生前診断の肝となる部分は sensitive な問題があったため見直し作業を行っていない」

吉村理事長「日本人類遺伝学会、日本小児科学会、日本周産期・新生児医学会など他の団体との関係もあり、ワーキンググループを設置し、どのようなメンバーで検討していくかを、嘉村委員長を通じて常務理事会に報告して頂きたい。本会として出生前診断にどのような姿勢を示していくかと云うことは非常に重要である」

平原理事「本会の着床前診断の条件として、反復、または習慣流産を対象とするとなっている。今回申請 2 例の内容を見ると、この条件に当て嵌らないものであった。妊娠の継続が出来ない極めて重篤な染色体異常による反復、習慣流産と位置付けていたが、なかには重篤な遺伝性疾患を生みうる保因者であることから申請している例もある。個々の症例で議論が複雑なものとなっている」

吉村理事長「簡単に云うと 18 週で流産した胎児を調べたら転座であった。これをもう 1 回流産を待って着床前診断の適応とするのかという問題である。今までは条件に当て嵌らないと云うことで審査対象外としていた。現状では審査対象外とせざるを得ないが、竹下委員長の着床前診断ワーキンググループでこのような症例をどう取り扱うかを検討して頂きたい」

9) 教育 (小西郁生理事)

(1) 会議開催

- ①平成 21 年度第 1 回教育委員会を 6 月 12 日に開催した。
- ②平成 21 年度第 1 回研修コーナーブラッシュアップと必修知識 2011 編纂委員会を 6 月 13 日 (16:00～) に開催する予定である。
- ③第 62 回学術講演会時「若手医師企画」若手グループ委員打合会を 6 月 19 日に開催する予定である。
〔なお、この打合会は若手グループ委員のみのディスカッションであり、打合会の結果については後日「若手医師企画委員会」を開催し報告を受けることになっている。〕

(2) 「産婦人科研修の必修知識 2007」頒布状況について

6 月 4 日現在、入金済 3,830 冊、校費支払のため後払希望 48 冊、購入依頼 14 冊。

(3) 教育委員会内委員会 [資料：教育 1]

前年度に倣い、教育委員会内に「研修コーナーブラッシュアップ委員会」「試験問題作成委員会」「若手医師企画委員会」を設置する。

小西理事「これらの委員会は、今後次のようなことを行っていく。

試験問題作成委員会；8 月の専門医試験に向けて不適切な問題がないようにブラッシュアップしている。

研修コーナーブラッシュアップ委員会；新たな企画を検討中であり、特に初期研修医、学生教育の教材になるようなものも検討している。

若手医師企画委員会；来年の学術講演会に向けて準備を進めている」

特に異議なく、委員会設置及び委員につき、全会一致で承認した。

吉村理事長「広報と連携しながら、患者さんにも分かり易い疾患説明をホームページに掲載することを検討して頂きたい。研修コーナーにも患者さんや研修医に対して病気についてどのように説明するか等につき掲載して頂きたい。来年 1 月の発刊予定にすると 10 月までに原稿が必要である」

倉智理事「雛型を幾つか作って原稿依頼をしたい」

(4) 産婦人科医育成奨学基金制度による 57th ACOG 及び 65th SOGC 派遣の中止について

4 月 27 日 WHO が新型インフルエンザについて警戒レベルを「フェーズ 4」に引き上げたのに伴い、57th ACOG (5 月 2～6 日) への若手医師 10 名ならびにコンダクター 2 名の派遣を見合わせた。また、65th SOGC (6 月 17 日～20 日) への若手医師 3 名ならびにコンダクター 1 名の派遣を見合わせることにした。

小西理事より「ACOG より代替案として District meeting (11 月 15 日～18 日；ハワイ) に招待されたため、57th ACOG に行けなかった先生方を派遣したい」との提案があり、特に異議なく、全会一致で承認した。

(5) 5 月 15 日に若手医師企画委員会が開催され第 62 回学術講演会における若手企画の準備が開始された。

(6) 4 月 10 日付京都新聞記事「若手産婦人科医ら京でシンポ」 [資料：教育 2]

10) 地方連絡委員会 (和氣徳夫委員長)

(1) 会議開催

①第 1 回地方連絡委員会を 6 月 27 日 (土) 15:00 から東京国際フォーラム「G409」にて開催する予定である。

(2) 地方連絡委員会委員 (案) について [資料：地方連絡 1]

和氣委員長より委員 (案) が示され、特に異議なく、全会一致で承認した。

IV. 理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 広報委員会 (吉川史隆委員長)

(1) 会議開催

第1回広報委員会・情報処理小委員会 合同委員会を5月15日に開催した。

(2) JOB-NET 公募情報について [資料：広報1]

吉川 (史) 理事 「6月1日現在の採用決定件数は12件である」

(3) ACOG Website 会員専用ページログイン可能人数について [資料：広報2]

吉川 (史) 理事 「ログイン可能人数は5月末で7,303名である」

(4) ホームページアクセス状況について [資料：広報3]

吉川 (史) 理事 「月平均のアクセスは11万5千件となっている」

(5) バナー広告について

①アボットジャパンのバナー広告掲載継続が決定した。(2009年5月～2010年4月)

②anetisのバナー広告掲載が決定した。(2009年6月～2009年9月)

(6) Newsletter “Reason for your choice” 4号について [資料：広報 無番]

吉川 (史) 理事 「7月に第4号が発刊される予定である」

(7) 本日第2回理事会終了後に定例記者会見を開催する。

吉川 (史) 理事 「先程理事長からも指示があったが、一般患者向けの疾患説明をホームページに掲載することを検討中である。教育委員会と連携を取りながら進めたい」

吉村理事長 「ホームページについては常にリニューアルしていくことを心掛けて頂きたい。専門委員会の先生方には依頼が来ると思うが、遅滞なく疾患の説明文を書いて頂きたい」

2) コンプライアンス委員会 (平松祐司委員長)

(1) 6月中に第1回コンプライアンス委員会を通信で行う予定である。

(2) 本会内におけるコンプライアンス委員会の位置付けと役割について [資料：コンプライアンス1]
後半、運営委員会の事項で報告。

(3) 6月3日付読売新聞記事「製薬69社 医師への資金公開検討1割」 [資料：コンプライアンス2]

3) 医療改革委員会 (海野信也委員長)

(1) 会議開催

①平成21年度第1回医療改革委員会を6月12日に開催した。

(2) 「医療改革委員会」企画について [資料：医療改革1]

海野委員長より 平成21年度の新規事業につき資料に沿って説明があった。

(3) 平成20年度産科医療関連アクションプラン総括(案)及び平成21年度医療改革アクションプラン(案)について [資料：医療改革2-1, 2-2]

海野委員長より資料に基づき「平成21年度医療改革アクションプランでは、これまでの活動をより具体化していく。また、子宮癌検診率の向上とワクチン接種普及のための啓発活動、行政への働きかけを行っていく」との説明があり、特に異議なく、平成20年度産科医療関連アクションプラン総括(案)及び平成21年度医療改革アクションプラン(案)を、全会一致で承認した。

(4) 産科・周産期医療再建のための平成22年度診療報酬改定に関する要望書を厚労省保険局長宛に提出した。[資料：医療改革3]。

海野委員長より「6月8日に厚労省医療課に出向き要望書の説明を行った」との報告があった。

吉村理事長「厚生労働省の感触はどうか」

海野委員長「医療課長は中医協で話をするとのことであったが、全体的には様子見というところである」

吉村理事長「保険局に要望することが最良の手段で、中医協を通しての要望は難しいのではないか」

(5) 産科医等確保支援事業の拡充に関する要望書を厚労省医政局長宛に提出した。 [資料：医療改革4]

井上理事「産科医等確保支援事業は現状どうなっているのか」

海野委員長「国の予算は通っているが、県が予算執行をするまでにタイムラグがある」

吉村理事長「これは1/3が国で、2/3が県という予算か」

海野委員長「その通りである。多くの県が2/3は出せないから病院で出してくれということになる」

吉村理事長「分娩費が50万円以上の施設には出さないという基準がある。海野委員長と相談の上、医政局長宛に支援事業拡充の要望書を提出した次第である」

(6) 勤務医在院時間調査の総括報告書について [資料：医療改革5]

海野委員長「勤務医在院時間調査結果を学会のホームページに掲載した」

(7) 厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）「分娩拠点病院の創設と産科2次医療圏の設定による産科医師の集中化モデル事業」（岡村班）（H18—子ども—一般—007）平成18-20年度総合研究報告書及び平成20年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）「救急部門と周産期部門との連携強化に資する具体的手法に関する研究」（杉本班）（H20—特別—指定—021）総括研究報告書が「厚生労働省子ども家庭総合研究事業 考えよう 日本のお産」のホームページに掲載されており、本会のホームページとリンクした。 [資料：医療改革6-1, 6-2]

(8) 厚労省の「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会」報告書が厚労省のホームページに掲載されており、本会のホームページとリンクした。 [資料：医療改革7]

(9) 奈良地裁の当直医への割増賃金支払命令に関わる関連記事等 [資料：医療改革8]

(10) 地域医療再生基金について [資料：医療改革9]

海野委員長より資料に基づき「地域医療再生基金は各都道府県が地域の実情に応じて取り組む事業を支援する基金で3,100億円の補正予算が計れた。当然、周産期医療も対象となっている」との説明があった。

吉村理事長「ハイリスク分娩管理加算がついたが産科医の待遇改善には全く使われていない現状がある。先生方も各都道府県に於いてこのような基金が利用できるように努力して頂きたい」

4) 男女共同参画委員会（竹下俊行委員長）

(1) 会議開催

①第1回男女共同参画委員会を5月19日に開催した。

(2) 小委員会の設置について

「次世代を担う男女産婦人科医師キャリアサポート委員会（委員長：杉浦真弓理事）」と「女性の健康週間委員会（委員長：清水幸子男女共同参画委員会副委員長）」を設置した。 [資料：男女共同参画1]

特に異議なく、小委員会設置及び委員を、全会一致で承認した。

(3) 地方部会担当市民公開講座で100名以上集客した地方部会の工夫について [資料：男女共同参画2]

竹下委員長「市民公開講座で100名以上集客した6地方部会にどのような工夫をしたかヒアリングし、一表に纏めた。参考にして頂きたい」

(4) 女性の生涯健康手帳の配布について [資料：男女共同参画3]

竹下委員長「女性の生涯健康手帳の配布要望が地方自治体を始め様々な所から来ている」

(5) 新専門医へのアンケート実施について [資料：男女共同参画4]

竹下委員長「今年の新専門医に対し昨年同様就労状況に関するアンケート調査を行う予定である」

5) 若手育成委員会（齋藤滋委員長）

(1) 会議開催

①平成21年度第1回若手育成委員会を7月3日に開催する予定である。

(2) 昨年、教育委員会が担当していた産婦人科サマースクールに関しては、若手育成委員会が今年度より対応する。

(3) 第3回サマースクール in 美ヶ原について [資料：若手育成1]

第3回産婦人科サマースクールの参加者の募集を6月1日から30日まで行う。各大学教授・専門医指導施設責任医等905名に案内・ポスターを送付した（5月21日）。6月1日より学会HPに案内を掲載する。

(4) サマースクール応募状況（6月10日現在）

110名 [学部5年生10名（男1名・女9名）、学部6年生16名（男4名・女12名）、初期1年目33名（男11名・女22名）、初期2年目50名（男13名・女37名）、その他（卒後6年目で産婦人科専攻希望1名（女1名））]

吉村理事長「当初は然程期待していなかったが、学生・研修医には非常に好評であり、今年は日本胸部外科学会が見学に来ることになっている。理事の先生方も是非参加して頂きたい」

V. 協議事項

1. 平成20年度確定決算について

前半で協議、承認済み。

2. 運営委員会の答申について（岩下光利委員長）

岩下委員長「事務局長が5月18日に公益認定等委員会事務局を訪問し種々の指導を受けた。それを踏まえ資料：運営委員会1～4を提示しているので、荒木事務局長から説明して頂く」

荒木事務局長より「定款改定案が6月27日の総会で承認されれば速やかに議事録を作成した上で、早ければ8月上旬迄には申請が可能ではないかと思う」との発言があり、引き続き以下(1)～(4)につき説明があった。

(1) 公益社団法人認定後に施行する定款の改定案について [資料：運営委員会1]

荒木事務局長より資料に基づき改定案の説明があり、「定款に関しては5月18日に指導を受けた条項を修正あるいは追加したが、今週に入り更に2条項に関して修正の指導があった。定款の改定は6月27日の総会で代議員現在数の4分の3以上の決議が必要である。現時点で100名程度の代議員の出席が見込まれる。議決権行使書・委任状及び資料については本日承認され次第代議員宛に送付したい」との発言があった。

特に異議なく、全会一致で改定案を認めた。

(2) 渉外特別会計に関する規程改定案について [資料：運営委員会2]

荒木事務局長より資料に基づき「現在の基本財産17百万円は本会が昭和52年1月に社団法人に認可された際の金額をそのまま持続している。新定款では基本財産を100百万円とすることで承認されているが、増額分の83百万円については渉外特別会計から繰り入れることとし、そのために渉外特別会計の基金用途につき改定することとした。基本財産の増額に関しては総会の第7議案に示している」との説明があった。

特に異議なく、全会一致で承認した。

(3) 理事、監事の報酬等に関する規程について [資料：運営委員会3]

荒木事務局長より資料に基づき「公益社団法人の申請に当たっては、役員の報酬等に関する規程の策定が求められている。定款では役員に対する報酬は無償であるが、報酬の定義をすること、また、交通費・宿泊費は支給すること、講師謝礼金や執筆謝礼金の支給等を明記する必要があるため、新たに規程及び細則を作

成した」との説明があった。

特に異議なく、全会一致で承認した。

(4) 公益社団法人申請書類（案）作成について [資料：運営委員会 4]

荒木事務局長より確認書につき資料に基づき「公益社団法人の申請に当たって確認書を提出しなければいけない。抵触事項はないと思うが裏面に内容が記載されているのでご確認頂きたい。申請書（案）を回覧しているが、そのような内容で申請したい」との説明があった。

吉村理事長「確認書は非常に大切であり責任も重くなるので、理事、監事の先生は裏面をよく読んで確認して頂きたい」

その上で確認書に記載されている公益認定基準に適合していること及び欠格事由に該当しないことを理事全員において確認した。また、申請書（案）につき異議なく、全会一致で承認した。

(5) 学術集会長選任規定の改定案について [資料：運営委員会 5]

岩下委員長より「現行の学術集会長選任規定第7条には、学術集会長に立候補するものは会員の推薦を要するとされている。推薦者の立場による不平等さの問題や、立候補者が所信表明を文書で提出する必要があることから、第7条を削除することにつきお諮りしたい」との説明があった。

吉村理事長「前年度、前々年度の理事会でも問題になった。広く立候補して頂くためには推薦人は必要ないとの判断である」

特に異議なく、改定案につき、全会一致で承認した。

(6) 公益社団法人認定に関するワーキンググループについて [資料：運営委員会 6]

岩下委員長「公益社団法人認定に関するワーキンググループは運営委員会内のワーキンググループとして、本会が公益社団法人に認定された後、従来の地方部会がどう変わるのかについて検討している。6月27日の地方連絡委員会で説明する予定である」

和氣副理事長「公益社団法人化に伴う定款の改定により、地方部会は日本産科婦人科学会という名称やロゴマークが使用できないということになる。しかし地方部会の活動は日本産科婦人科学会の活動にとって必要不可欠である。機能的には従来の機能を損なうことなく、公益社団法人の資格要件を満たすような形での移行を考えている。名称は例えば石川産科婦人科学会等への変更を提案する。地方部会が従前行っていた会費徴収や入会手続き等の業務に関して本会との間で業務委託契約を結んで従来の機能がそのまま継続できるようにしたい。問題となるのは連合地方部会のあり方で、これを1年かけて地方部会の中で考えていきたい。もう一つの問題は現在の地方部会、連合地方部会がどのような形で存続するのか、たとえば任意団体として存続するのか、あるいは一般社団法人となるのか、それについてもある程度の指針が出せるよう検討したい」

井上理事「各地方部会には支部会費として集めた資産があるが、これを本部に返す必要があるのか」

和氣副理事長「本部に返すべきものではない。しかし資産があると任意団体の場合には没収される可能性がある。資産があるならば一般社団法人の道を選ぶ必要があるだろう。今のところ地方部会には資産はないという前提での話である」

吉村理事長「例えば石川産科婦人科学会として登記して法人格を持って構わない。学会に資産を返却する必要はない」

吉川（史）理事「地方部会が地方連絡委員という名称になった場合に、誰が地方連絡委員になるのか。入会金や会費を徴収して、日本産科婦人科学会に払うとの事だが、各地方部会によって年会費は違う。」

和氣副理事長「現在の地方部会長が地方連絡委員となる。会費は現行でも多くの地方部会で本部会費と地方部会費を一括して徴収し、本部会費だけを本部に納めて頂いている。地方部会費はその地方で設定して頂いて宜しい」

吉川（史）理事「地方部会自体は日本産科婦人科学会の枠からは外れるが、存続した方がよいということか」

和氣副理事長「地方部会という名称は困る。例えば愛知産科婦人科学会という団体名で、従来の地方部会が持っていた機能を完全に継承して頂きたい」

吉村理事長「例えば東京であれば東京産科婦人科学会となるが、その際に関東連合産科婦人科学会をどうするかは各ブロックで考えて頂く必要がある。理事選出が関わってくるので、ブロックは廃止できない。講演会を廃止して理事を選出するのみの組織としてもよい。全国1区で理事を選ぶ方法もあるが、都会からの理事ばかりになる虞がある。各地方の意見を吸い上げることは大切だと思う。各ブロックで考えて頂く必要があるが、どういった考え方ができるかを地方連絡委員会で提言していきたい」

井上理事「地方部会に入るメリットは何か」

和氣副理事長「全ての手続きは各都道府県産科婦人科学会を通さないとできない。そのために日本産科婦人科学会の入会には地方連絡委員の推薦が必要と定めている。両方に入って頂けるようなシステムを作るつもりである」

吉村理事長「産婦人科専門医も、各都道府県産科婦人科学会に所属しないと審査を受けられない」

井上理事「地方部会の構成員が減ることが懸念される」

丸尾監事「地方部会長が地方連絡委員会の委員ということだが、地方連絡委員会会長としてはいけないのか」

和氣副理事長「日本産科婦人科学会に地方連絡委員会があって、その委員会を構成する委員が従来の地方部会長である。また、専門医制度は全く別である。日本産科婦人科学会専門医制度各地方委員会である。現行でも地方部会長＝地方委員会委員長ではない都道府県も多い。これは従来のものをそのまま引き継ぎたい」

吉村理事長「まだ色々な問題点が出てくると思う。問題が明らかになる度に、また地方による個別の問題が出てくる度に、地方連絡委員会の委員の先生方を通じて説明申し上げようと考えている」

吉川(史)理事「他県から来た医師が愛知県の地方部会に入ってくれないという事例があった。所属地方部会の変更が嫌だということであった。どこに所属するのかの規定をしっかりと決めておく必要がある」

和氣副理事長「主たる居住地もしくは勤務地という規定は既に存在する。基本的にシステムそのものを変更することはないとお考え顶きたい。公益社団法人になってより新たな将来が見えたときにこのシステムを変更することはあるが、公益社団法人化を実現するまでの移行期間は、システムそのものには手をつけず、従来の機能を維持することに主眼を置くと考えて頂きたい」

吉川(裕)理事「各地方の団体の名前を統一する、という話だが、学会という名称は使えるのか」

和氣副理事長「団体名を全国で統一する必要はない。例示しているだけである。日本産科婦人科学会という名称は使えないが、学会という名称は使える」

吉村理事長「学会とせず、例えば茨城産科婦人科研究会でもよい。その地方で考えて宜しい」

星合理事「近畿は医会と学会が一つの医会という名前で組織を作っている。例えば大阪産科婦人科学会という名称にせよと強制されると困るが、そういうことはないと考えてよいか。今までは地方部会という組織に委託されていた業務が地方連絡委員という個人に委託されると理解してよいか」

和氣副理事長「その通りと思うが確認する」

片渕理事「地方連絡委員会委員が各都道府県から一人ずつ選ばれ、各地方に任意で今後それぞれこれまでの地方部会に代わる団体を作るわけだが、地方で会則を作るときに、その団体の会長が地方連絡委員会委員を務めることを決めておくべきではないか。これだけは決めておかねばならないということが漏れていると、とんでもないことになる可能性がある。その辺りの指導を頂きたい」

和氣副理事長「事務局を含めて相談していく」

片渕理事「それぞれの地方の特色が付加されるべきだが、最低これは決めておくべきというラインを提示して頂く方が日本産科婦人科学会として今後各地方と連絡を取っていく上で問題が起りにくいと思う」

岩下委員長「“本会は日本産科婦人科学会の支部である”との条文がある会則が多いと思うので、それは全て削除して頂くことになる。機関誌にはロゴマークが使えなくなる」

荒木事務局長「今の議論の通り、本会の下部組織であるという表現はできないが、窓口性を盛り込むことは必要になる。現在の機能を果たして頂くために、最低限必要な留意点を盛り込んだ会則のモデルを提示する必要はあると思うので、検討したい」

片渕理事「よく考えて作って頂きたい。各都道府県に於いて任意で作る団体の会長が日本産科婦人科学会の地方連絡委員会の委員を兼ねるとするのは、基本的にはおかしい。そこをきちんと決めておかないと後に困ったことになる気がする」

吉村理事長「誤解があってはいけないが、公益社団法人でなく、一般社団法人でも同様のことが必要となる。公益社団法人を目指すからこのような苦勞をするという問題ではない」

片渕理事「ちょっとしたルール作りを間違うととんでもないことになるような気がする」

吉村理事長「平成20年12月から一般社団法人になるのは非常に簡単である。NPOが一般社団にどんどん移行している」

岡村監事「地方部会に代わる組織として、NPOがいいのか、一般社団法人がいいのか、任意団体がいいのか、混乱している。財源が沢山あるところとないところではあり方が全く違うかもしれない。こういうことも地方連絡委員会で指導して頂ければ大変有難い」

和氣副理事長「大体のラインは作りたいが、地方部会、連合地方部会によって事情が異なる。最終的には各連合地方部会、各地方部会が決定することだが、アドバイスはしたいと考えている」

松岡議長「今度の総会では7つの議案に対して有効な賛成票が必要なので、各理事におかれては代議員の出席もしくは議決権行使書および委任状を確実に送付して頂けるよう各地区で促して頂くことを改めてお願いしたい。平岩先生に確認したいが、第6議案の代表理事と役員を再確認する議案と、第7議案の基本財産の処理の議案は、過半数の決議でよい議案か」

平岩弁護士「第6議案と第7議案は過半数でよい。第4議案の定款変更だけが4分の3以上である。平成21年4月2日の総会で承認された定款は、公益社団法人に認可された後に施行されるものであって、現行の定款は平成20年4月の総会で改定が承認された定款であるので誤解しないようにして頂きたい。現行の定款があり、公益社団法人認可後に施行される定款があり、今回は公益社団法人認可後に施行される定款を更に変更するという議案が出る、ということである」

吉村理事長「議決権行使書および委任状については本日の討議でお認め頂いたので本日昼過ぎに発送する。更に各地方部会長にどの位の代議員が実際に議決権行使書および委任状を回送したか確認して頂く依頼状も出すこととしている」

(7) 利益相反に関するワーキンググループについて [資料：運営委員会 7-1, 7-2]

岩下委員長「各学会で利益相反の規約を作成しているが、本会でも規約を策定し、学術集会における発表や、投稿規程などに反映されるべきである。指針を纏めて頂いた竹下委員長に説明して頂く」

竹下委員長「公益社団法人化と密接に関連している事項である。指針(案)は、目的、対象者、対象となる活動、開示・公開すべき事項、利益相反状態の回避、実施方法、違反者への措置と説明責任、細則の制定等で成り立っている。対象となる活動は、本会の学術集会、機関誌、論文、図書、刊行物での発表である。公開すべき事項は①～⑦の項目を挙げている。実施方法として、利益相反のマネージメントの実際はコンプライアンス委員会で行って頂くことになる。こういった指針に基づいて公開すべき金額等についても細則に制定した。これらは日本癌治療学会、日本臨床腫瘍学会の利益相反に関する指針と細則を参考にさせて頂いたことを申し添える」

平松委員長「公益社団法人化を目指すに当たり、今年度からコンプライアンス委員会が設置された。コンプライアンスを直訳すると法令遵守だが、その背景にある精神まで遵守、実践していく活動である。参考となる法律は“公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律”の第五条の三、四だと思う。利益相反のワーキンググループとの職務分担について昨日の運営委員会で検討し、利益相反に関するワーキンググループが利益相反の指針、細則の作成を、コンプライアンス委員会は利益相反状態について問題が生じた場合の審議を行うことが確認された。今後は、この指針案の中でコンプライアンス委員会が何をしていくかマニュアルを作成していく。また、コンプライアンス委員会に問題を上げてくるチェック機構として編集やプログラム委員会が関与するので、それらの委員会の先生方も利益相反について今後目を向けて頂きたい。その他、監事との業務分担の問題、外部委員の必要性、責務相反について検討していく」

嘉村理事「“企業または営利を目的とした団体が提供する研究費”は奨学寄付金のことだが、これがないと大学としては学術研究を続けることは難しい状況となる。年間200万円以上、1社から貰った場合とあるが、これはかなり当て嵌る場合があるのではないか」

竹下委員長「細則にあるように、“企業または営利を目的とした団体が提供する研究費については、1つの臨床研究に対して支払われた総額が年間200万円以上”ということで、この金額については日本癌治療学会、日本臨床腫瘍学会との整合性を図って同額とした。この額が妥当かという議論には落合副理事長が関わったと聞いている」

落合副理事長「日本癌治療学会と日本臨床腫瘍学会の利益相反指針の策定に関わったが、金額の設定は難しかった。研究費は主任教授宛になることが多い。また、1,000万円、2,000万円になることもある。日本癌治療学会の委員会でも、研究者側からは200万円という設定は低すぎるとの意見もあった。しかし委員には市民の方もいて、100万円という主張であった。歩み寄った結果が200万円である。元々利益相反の開示とは、利益相反状態があってはいけないという訳でなく、むしろ利益相反状態にあることを開示することで学術研究を公平に見て頂くことに主眼がある。市民の委員の意見もあってその額にしたというのが背景である」

平松委員長より「コンプライアンス委員会に外部からの委員という話をしたが、その前に委員に事務局長にも入って頂きたく、承認頂きたい」との提案があり、特に異議なく、全会一致で承認した。

岩下委員長「利益相反の指針(案)を、投稿規程、演題の応募規定に反映して頂く必要がある。編集委員会と学術委員会に諮る必要がある。」

吉川(裕)理事「利益相反の調査を大学でも行っているが、理解できていない人が多い」

岩下委員長「事例を挙げて分かり易くするのはワーキンググループの仕事だと思う。継続して行いたい」

武谷理事「利益相反はかなり解釈が流動的で、各学術施設において年々細則の変更を迫られている。一般社会の感覚と、実際に研究を進める上での実態との相反があり、研究を阻害するようなルールを作るべきではない。一方でこれだけの大きな団体、公益法人ともなれば責任があるので、指針、細則を制定することは必要だと思う。ただ解釈に幅があるようなものはある程度フレキシブルなチョイスができるようにしておく方が今の段階ではよいのではないか。研究でも、寧ろアカデミーとインダストリーの collaboration として外部資金を取ってくるのが勧められているし、通産省はインダストリーとアカデミーの combine することを寧ろ率先して進めようとしている。嘉村理事の質問とも関連するが、利益相反が問題になるのは多くは研究室長、研究責任者であり、筆頭者に限るとするなど現実に即した知恵を発揮していかなければならない」

岩下委員長「他の学会に比べてマイルドにして、会員の活動を制限しないようにするつもりである」

武谷理事「本学会はメーカーの participation を妨げるものではない。会員にもなることができる。メーカーの研究者が発表する場合や、最近では冠の講座もあり企業から給料が支払われているので、丸ごと利益相反に当たるという考え方もあるが、その場合には所属を提示すれば内容は自明である」

岩下委員長「これからの指針に反映していきたい」

平松委員長「理事長はじめ役員の先生方には率先して開示して頂きたい。また、今後学術集会などでコンプライアンスについての教育や研修プログラムを組んで全会員に周知、徹底していくことが必要だと思う」

吉村理事長「学会のセッションを使って教育することも必要であろう。企画して頂きたい」

以上の議論を経て、関連する委員会を含めて更に検討することを、了承した。

(8) 役員選任に関するワーキンググループについて [資料：運営委員会 8]

岩下委員長より「4月の総会で代議員から、代議員の選出方法が地方によってばらばらであるが、できれば全国で統一した基準を示して欲しいとの要望があった。それを受けて、このワーキンググループで各地方部会にアンケートを取った結果が資料：運営委員会 8 である。大多数の地方部会が選挙で代議員を選出しているが、幾つかの問題がある。一つは定数に対し何名連記で選挙するかである。愛知と大阪は突出して連記数が多かった。運営委員会では、連記数は各地の事情に合わせ規定すべきでないという意見、各地方部会の総会で承認されればその地方部会の会員の同意を得たことになるという意見等、様々な意見が出された。更に理事選出後の空席を埋めるためには定数以上の候補者を挙げて、補欠者を選べるシステムが必要だということ、女性が代議員として選ばれるよう本会の指針を出して欲しいという意見もあった。新しい定款では選挙を行って代議員を選出すると規定している。結論が得られた訳ではないが、これらを反映したものを盛り込んで12月の理事会には案を示したい」との説明があった。

和氣副理事長「各階層を代表する代議員を選出することが鉄則であると思う」

岩下委員長「毎年の総会の際に、代議員の選出に関して階層、性別を反映して公平に選ぶ必要性が云われるが、必ずしも守られていない現状がある」

吉川(史)理事「大凡の方針を決めて頂ければ我々としては有難い。理事の選出もブロックによって若干違うようなので、これに関しても方針を示して頂ければ有難い」

岩下委員長「現行では理事は各ブロックの代議員から選出するという規定である。公平で現実的な方法を何回も討論したがよい案がない。もし提案があれば検討したいが、まずは代議員から検討したい」

吉村理事長「都道府県によっては代議員の定数が3名のところもあれば、東京都のように57名というところもあり、全く状況が異なる。それぞれの地方部会として公平と考えられる方法で選挙が行われていると認識している。しかし総会で質問を受けたように、ある都道府県では代議員の選出方法が公正性にもとるのではないかという危惧もある。本会として理想的な選挙方法を示してほしいという意見もあれば、一方では地方の特性があるので地方で考えさせてほしいという意見もある。どの辺で集約していくかを考えていきたい。理事の選出に関しても一昨年度から議論を重ねているが、なかなか妙案がなく、現時点では従来のブロックから選出するのが最もよいのではないかという結論になった」

星合理事「20人の定数で5人連記とした場合、極端な話だが5人に票が集中すると残りが決まらない可能性がある。必ずしも多人数連記が悪いわけではない。そういう公正性を考えて頂きたい。もう一つは、大阪でも女性代議員をと思うが指導的な立場の女性は少ない。階層で選ぶということは例えば20歳代の会員数が5%だから代議員の5%は20歳代から選ぶということではない筈である」

岩下委員長「運営委員会でも議論となったが、女性の会員は若い方に多く、中堅以上の比率は少ない。しかし一方では代議員の殆どは男性ということも事実である。ある程度の基準は必要でないかと思う」

和氣副理事長「今回の代議員選挙では、公益社団法人化を目指すため、直接民主主義が過剰となった。この過剰さが不平等を生むことも事実である。直接民主主義の欠点も考えながら選挙制度を考えていかなければならないということで、各階層という言葉を使用した」

吉村理事長「理想的な選挙はありえない。そこを理解した上で皆のコンセンサスを得られるような方法を探りたい。運営委員会は大変だが、検討して頂きたい」

岩下委員長「強制的なものよりも何が望ましいかという形を考えている。例えば現行でも代議員は65歳以下が望ましいとされているが、実際には80歳を超えた代議員もおり、強制ではない。」

吉村理事長「これからは女性が代議員に加わって頂けるシステム作りが必要になると思う。会員の比率に合わせた人数を女性代議員にしなくてはならないということではない。しかし東京でも代議員57人中女性は1人であり、この状況は極端である。もう一つ重要なのは、補欠の選出は定款に盛り込むほどの必要事項であることである」

以上の議論を経て、検討を重ねることを、了承した。

(9) 鑑定人推薦委員会について

岩下委員長より「鑑定人推薦委員会は運営委員会内の委員会であり、最高裁から依頼があった場合に鑑定人を推薦するものである。前委員長である嘉村理事に平成21～22年度の鑑定人推薦委員会の委員長に就任して頂く。併せて鑑定人リストの更新をお願いしたい」との報告があった。

(10) 西日本高速道路サービス・ホールディングス/西日本SHDパートナーズ倶楽部の奨学金制度について

岩下委員長より「西日本の医学部学生の5年生、6年生を対象に将来西日本の産婦人科で働くという条件で1年間100万円の奨学金を出す制度である。これまでに運営委員会等で出された要望を先方に伝え交渉した結果、1大学から複数の学生に奨学金を授与することは可能だが、総計で34名という上限があるので、34名を超えた場合選考は学会で責任をもって行って頂きたいとの事である。昨日の運営委員会では1年間で200万円、もしくは1年間で倍の人数ということも可能かという意見があり、この点も相手方と交渉して参りたい」との報告があった。

3. 学術委員会の答申について

報告、協議済み。

4. 専門委員会について

1) 生殖・内分泌委員会 (久保田俊郎委員長)

①「ホルモン補充療法ガイドライン」発刊案内を機関誌61巻6号に掲載し、本会ホームページでも6月1日より案内している。7月初旬に5千冊(定価を2,500円/1冊)を刊行予定である。また、日本更年期学会と取扱いに関する覚書を締結した。[資料：専門委員会1]

②リスクマネジメント小委員会「生殖補助医療実施のための安全管理に関する留意項目(案)」について
[資料：専門委員会1-2]

久保田委員長より「先日の香川の受精卵の取り違い問題を受けて、生殖・内分泌委員会内に4番目の小委員会として生殖医療リスクマネジメント小委員会を立ち上げた。2回の会議を行い、生殖補助医療実施のための安全管理に関する留意項目(素案)を作成した。この素案を倫理委員会で審議の上、10月の常務理事会に諮る予定である。これに関連して平成18年度に出された“生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解”の見直しが必要となる可能性が出てくる」との報告があった。

吉村理事長「この安全管理に関する留意項目(案)について意見はないか」

落合副理事長「指針を整備する項目と、報告する項目の順序を整理する必要がある。調査票の項目3については検討が必要と思う」

久保田委員長「これを素案として見解(案)を作成する。その後、再度倫理委員会、理事会に提出することとしたい」

③「ホルモン補充療法ガイドライン」頒布状況

6月10日現在 入金済み16冊 校費購入のため後払い希望2冊

④カバサールの添付文書の変更について [資料：専門委員会1-3]

久保田委員長「本剤の“長期投与に際しては投与前・投与中には以下の検査を行う”と改訂することにした。理由として、産褥の短期投与では心臓弁膜症が現れたことがなく、循環器の医師も短期投与に心エコーは

必要ないとしているからである」

特に異議なく、了承した。

2) 婦人科腫瘍委員会 (櫻木範明委員長) [資料: 無番]

櫻木委員長より資料: 総務 12 “有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン・ドラフト第2版”について「HPV 検査の有用性を否定するようなこのガイドラインについては本会として反対する立場を取るべきであるとの結論を得た」との説明があった。

吉村理事長「HPV 検査は有用でないとの誤解を招く本ガイドラインに対して何らかの申し入れをすべきと思われる。本会と日本婦人科腫瘍学会の理事長連名で提出することとしたい」

3) 周産期委員会 (齋藤滋委員長)

①産科危機的出血への対応ガイドライン (案) を作成したので6月~8月まで本会ホームページで公開し会員の意見聴取を行なうことにした。[資料: 専門委員会2]

齋藤委員長「周産期委員会で25万分娩の分娩時出血量を検討した結果、その90パーセントは経膈単胎で800ml、帝切単胎で1500mlであった。産科危機的出血への対応フローチャートには出血量と、ショックインデックスを入れた」

和氣副理事長「フローチャートには違和感がないが、1ページの分娩時出血量の表がそれ以上は危機的出血量を表しているように思える」

吉村理事長「産科出血の特徴の中で分娩時出血の90パーセント量として記載し、これだけを独立させない方が宜しい」

木村理事「大量出血の可能性のある妊婦には自己血輸血を考慮すべきとあるが、すべきは強すぎる表現ではないか」

吉村理事長「その表現を検討して頂きたい」

齋藤委員長「以上のことを踏まえ、改訂を検討する。用語集には500ml以上を異常出血としているが、それを改める必要もあるのではないかと思う」

5. 機関誌編集について

報告、協議済み。

6. 専門医制度について

報告、協議済み。

7. 倫理委員会について

報告、協議済み。

8. 理事会内委員会について

報告、協議済み。

9. 第62回総会並びに学術講演会について

(1) 学術講演会簡素化に向けての提言について

稲葉第62回学術集会長「第62回、63回、64回学術集会長が集まって話し合いをした。共通基本理念として、“学術講演会開催経費から無駄を省き、基本的には学会参加費、その他学会開催に伴う収入のみで学術講演会を運営する。また、この観点から、従来行われていた慣習も再検討する”という趣旨で話し合いを行った。検討事項は、(1) 学会担当団体による学術講演会開催のための寄付金募集を自粛する、(2) 学会参加費について、国際学会や他の国内学会と比較しても現行の15千円は高いとは言えず学術講演会の運営に破綻をきたす恐れがあるので、ある程度の値上げをしたい。第62回の参加費(会員)については18千円とすることで吉村理事長の同意を得ている、(3) 会長招宴、総懇親会について原則として継続する、(4) 不老会、レディース、外国からの参加者のためのツアー、女性医師の男女共同参画を実現させる会等に関する取り決めをさせて頂いた。①不老会は場所の提供をするが、その他の援助は基本的には行わない、②レディースは原則として行わない、③外国からの参加者のためのツアーは有料で行っても良いが、接待は出来るだけ努力する、④女性医師の男女共同参画を実現させる会に対する援助は担当団体の自由意志に任せる、(5) 国際交流のための交通費、宿泊費について、各国学会との契約に基づき往復の航空運賃は派遣国負担、国内交通費、

宿泊費は担当団体が負担する、(6) 企業の展示、ランチョンセミナー以外への参加（スポンサードレクチャー・セミナー、サイエンスカフェ等の実施）について、ランチョン以外の時間帯で行われるイベント開催は自由であり、企業主催とは言えプログラムに記載しても問題ないというのが昨日開催した学術委員会での結論である、(7) ①宿泊費の援助について、担当団体は理事、監事、幹事の宿泊の手配を行うが、宿泊費は幹事のみ援助する、②某宗教団体から展示ブースの依頼があり受け入れたい。私どもとしては、この話し合いでの結論に従って粛々と第62回学術集会の準備を進めていきたい」

岡村監事「この提言は今後すべてこれでいくということではなく、メモランダムという認識でよいか。無駄を省いて経費を削減するという点では、学術集会を学会の事業として、学術講演会会計を一般会計の中に盛り込むことも検討頂きたい。もう一点、展示ブースについて、本職の認識ではこれまで学会の事業に関係する企業からの展示を受け入れてきた。一旦宗教法人に広げると無制限に広がる可能性があるため、この件に関しては是非ある程度の規制を設けて頂きたい」

小西理事「学会で認められてブースを出したという事実は、今後その団体に利用される可能性がある。ご一考頂きたい」

松岡議長「この提言は学会の改革、簡素化に向けての項目に限るべきで、展示ブースに関しては別枠の問題である。特定の考え方の宗教団体の展示を認めるのは、学会の学術集会にはそぐわないと思う」

稲葉第62回学術集会長「理事会で特定の宗教法人の展示ブースは許可しないと決めて頂ければ、それに従う。方向性につきサジェスションを頂ければ有難い」

倉智理事「特定の宗教法人の展示を認める必要はないと思う」

吉村理事長「展示ブースは産婦人科医学に関連したものに限定することで宜しいか」

平岩弁護士「特定の宗教団体に学会が便宜を図ることは学会の目的にそぐわない」

井上理事「この提言には地方の視点が抜けているように思う。地方の担当校が東京で学会を行うのはかなり経費がかかる。簡素化ということと、日本全体での産科婦人科の活性化という観点から、地方での学術集会開催の道を緩やかにすることも提言に入れて頂ければ有難い。京都では最大の会場でも700人の聴衆だった。1,600人の会場が必要との会場規定は再検討頂きたい」

吉村理事長「これは提言と云うよりも62回、63回、64回の3集会長が、こういった方向性で進めていきたいということを確認したにすぎない。会場規定は4~5年前に決めたことなので、フレキシブルにもう一度考えることが必要だと思う」

丸尾監事「国際交流のための交通費、宿泊費について、唯一の例外が日韓カンファレンスである」

星合理事「各国学会と本会との契約がある場合は、そちらが優先される」

吉川(裕)理事「この提言は学術集会長が非公式に集まって方向性を確認しただけであり、正式な理事会資料とはしない方がよいと思う」

吉村理事長「簡素化へ向けて3人の学会集会長が同じような方向性で行きたいということを理事にご理解頂きたいということである。」

落合副理事長「これからは受益者負担というか、参加者の参加費で賄っていくという基本姿勢をきちんと確認しなければならない。また、利益相反とも関係するが、企業の参加、共催が増えると思うので、スポンサーを明らかにすることも学会としては必要だと思う」

嘉村理事「直近の担当校として申し上げる。簡素化と同様、本会事務局の関与が非常に重要である。学会担当団体が担当する部分と本部事務局が担当する部分があるが、学会担当団体にはなかなか分かりづらいことがある。簡素化に結びつくかどうか分からないが、事務局機能の中に学術集会専従の方を置いて頂くことは非常に重要だと思う。学術集会の会計が本会の一般会計の中に組み入れられるならば給与の支出も容易になると思う。これはお金に換えがたい非常にメリットがあると思う」

吉村理事長「公益社団法人への認定にも関連するが事務局の充実化は必要である。事務所の移転問題も含めて総合的に考えていきたい」

10. その他

(1) 平成21年度諸会議議事録作成幹事予定表について [資料：その他1]

以上